

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務	
②事務の概要	四條巖市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、施設型給付を受ける保育施設の利用に係る教育・保育給付認定、利用者負担額の決定、利用調整、給付管理、保育料等収納管理等の事務を行なう。 また、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る施設等利用給付認定、給付管理事務を行なう。 併せて、地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給事務を行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①教育・保育給付認定の申請受付及び当該申請に係る事実についての審査に関する事務 ②利用者区分の認定に関する事務及び支給認定証交付に関する事務 ③保育の必要性に関する事項等の届出に関する事務 ④教育・保育給付認定(利用者区分の決定等)の変更、保育の必要性に関する事項の変更等に係る事務 ⑤市外転出、支給要件非該当となった場合や申請内容に虚偽が判明した場合の認定取消に関する事務 ⑥保育施設等の施設利用者の負担額算定、徴収及び滞納管理に関する事務 ⑦特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育給付、家庭的保育、小規模保育等)の確認に関する事務 ⑧特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の確認、施設等利用給付認定及び給付に関する事務 ⑨地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給に関する事務 申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。	
③システムの名称	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請システム、電子申請システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
児童情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の127の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条別表の155の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども未来部 こども政策課	
②所属長の役職名	こども政策課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 こども未来部 こども政策課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
		<選択肢>

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関係情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども政策課長 藤岡 靖幸	子ども政策課長 溝口 直幸	事後	人事異動
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成30年12月28日	I 関係情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	マイナポータル本格運用開始による
平成30年12月28日	I 関係情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
平成30年12月28日	I 関係情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
令和1年6月24日	I 関係情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長 溝口 直行	子ども政策課長	事後	人事異動
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策 全項目			事後	様式変更
令和1年10月1日	I 関係情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定、保育所等の施設を利用する支給認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び施設型給付費の支給を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①支給認定(利用者区分等の決定等)の申請受付及び当該申請に係る事実についての審査に関する事務 ②利用者区分の認定に関する事務及び支給認定証交付に関する事務 ③保育の必要性に関する事項等の届出に関する事務 ④支給認定(利用者区分の決定等)の変更、保育の必要性に関する事項の変更等に係る事務 ⑤市外転出、支給要件非該当となった場合や申請内容に虚偽が判明した場合の認定取消に関する事務 ⑥保育所等の施設利用者の負担額算定、徴収及び滞納管理に関する事務 ⑦給付対象施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育給付、家庭的保育、小規模保育等)の確認に関する事務 申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	四條畷市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、施設型給付を受ける保育施設の利用に係る教育・保育給付認定、利用者負担額の決定、利用調整、給付管理、保育料等収納管理等の事務を行なう。 また、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る施設等利用給付認定、給付管理事務を行なう。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①教育・保育給付認定の申請受付及び当該申請に係る事実についての審査に関する事務 ②利用者区分の認定に関する事務及び支給認定証交付に関する事務 ③保育の必要性に関する事項等の届出に関する事務 ④教育・保育給付認定(利用者区分の決定等)の変更、保育の必要性に関する事項の変更等に係る事務 ⑤市外転出、支給要件非該当となった場合や申請内容に虚偽が判明した場合の認定取消に関する事務 ⑥保育施設等の施設利用者の負担額算定、徴収及び滞納管理に関する事務 ⑦特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育給付、家庭的保育、小規模保育等)の確認に関する事務 ⑧特定子ども子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の確認、認定及び給付に関する事務 申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス	事前	幼児教育・保育の無償化に伴う法改正及び事務内容変更
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	Ⅳリスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査 ○	自己点検 ○	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システムSWAN、子ども子育て支援システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の116の項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の116の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正
令和5年9月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の確認、認定及び給付に関する事務	⑧特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の確認、施設等利用給付認定及び給付に関する事務 ⑨地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給に関する事務		
令和5年9月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請システム、電子申請システム	事後	
	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども未来部 子ども政策課	こども未来部 こども政策課	事後	
	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長	こども政策課長	事後	
	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども未来部 子ども政策課	こども未来部 こども政策課	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表の127の項	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の116の項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条別表の155の項	事後	